

議案第78号

沼田市手数料条例の一部を改正する条例について

沼田市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市手数料条例の一部を改正する条例

沼田市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

犬の登録	1頭につき 3,000円
狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円
犬の鑑札の再交付	1頭につき 1,600円
狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円

を

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。）	1頭につき 3,000円
狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円
狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1頭につき 1,600円
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円

に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。